

## 旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 旭川市社会福祉事業振興補助金の交付対象者を選定するため、旭川市附属機関の設置等に関する条例（平成29年旭川市条例第11号）に基づき、旭川市社会福祉事業振興補助選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員8人以内をもって組織する。

- (1) 福祉保険部長
- (2) 福祉保険部福祉保険課長
- (3) 福祉保険部指導監査課長
- (4) 福祉保険部長寿社会課長
- (5) 福祉保険部障害福祉課長
- (6) 子育て支援部こども育成課長
- (7) 市職員以外の者のうちから、市長が委嘱するもの2人以内

(委員)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、第2条第7号に掲げる委員1人以上を含む委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第6条 委員は、利害関係があると認められる案件については、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 第2条第7号に掲げる委員に対する報酬等は、旭川市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催する委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 旭川市社会福祉事業振興補助選考委員会設置要綱（平成21年10月8日施行）については廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。